

9月議会に係る記者会見会議録

2019（令和元）年8月26日（月）午前11時～

市役所本庁4階 第406会議室

1. 市長からの発表

8月も最終週に入りました、15日には大型の台風10号が上陸し、列島各地で猛威を振るいました。伊賀市でも、雨量と土砂災害危険度情報により、レベル3となる避難準備・高齢者等避難開始を発令し、青山地域に避難を呼びかけました。幸いにして伊賀市で大きな被害はありませんでしたが、今後も、人的被害を出さないことを念頭に置き、早めの避難情報を出すことなど、市民の皆さんの安全をしっかりとサポートできるよう防災体制の強化を図っていきたいと考えています。

本日、9月議会定例会の招集告示をしました。

本日の午前中に、議会運営委員会が開催され、9月2日に開会し、30日までの29日間の会期で開催されることになりました。

この9月議会定例会には、平成30年度一般会計歳入歳出決算・特別会計歳入歳出決算など13件の決算認定のほか、補正予算3件・条例制定など20件、合わせて36件の議案を提出することとしています。

平成30年度の決算概要は、一般会計の歳入が4百84億1千1百81万1千274円、歳出が4百68億2千4百66万2千336円で、歳入歳出差引15億8千7百14万8千938円の残となり、翌年度に繰越すべき財源を除き、実質収支額は8億6千2百85万1千534円となりました。

その他では、病院事業会計は、これまでの職員の費用対効果に対する意識改革への取組等により、平成30年度の損益については、基準外繰入金 約8千9百万円を含みますが、当年度純利益が2億4千8百74万8千516円となり、13年ぶりの黒字となりました。

一般会計補正予算では、既定の予算額に歳入歳出それぞれ3億5百62万2千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ4百53億6千2百89万4千円とするものです。

補正の主なものとして、歳出の総務費では、令和2年4月開館予定の青山^{うたのいえ}讃頌舎美術館開館準備経費に5百45万5千円を計上しています。

これは、故穂月 明 氏のご遺族より頂いた施設・ご自身の絵画及び美術品などを基

本財産として、幅広く優れた美術作品を身近なところで鑑賞できる場を提供する施設として開館に向けて、施設改修工事等を行います。

民生費では、10月から始まる幼児教育・保育無償化の実施に要する経費として、児童福祉一般経費に4百80万円としています。

これは、国の交付金を受け、幼児教育・保育無償化の実施に必要な事務経費を増額するものです。

また、幼児教育・保育無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付事業費に8百42万1千円を計上しています。

これは、幼児教育・保育無償化に伴い創設される、認可外保育所等を利用する給付対象者に、施設利用に対する給付を行うものです。

決算、補正予算以外の提出議案では、条例関係で、制定が6つありますが、主なものとしては、議案第110号から112号までの3議案は、平成29年5月に「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、来年度から会計年度任用職員の制度が創設されるのに関するものです。

また、議案第114号は、補正予算概要でも述べました青山讚^{うたのいえ}頌舎美術館、議案第115号は、旧消防庁舎で整備を進めている総合福祉会館について、いずれの施設も来年4月にオープンさせることとしていますので、施設の設置及び管理に関する条例を提出します。

それ以外に提出する議案の主なものとして、議案第128号は、建設中の（仮称）汚泥再生処理センターが来年4月から稼働し、青山支所管内のし尿及び浄化槽汚泥の処理を行うことから、伊賀南部環境衛生組合の規約変更するための議決を求めるもの、議案第129号は、平成28年に京都府の南山城村と笠置町に続き、隣の奈良県山添村と定住自立圏形成協定を締結するための議決を求めるものであります。

2. 9月議会提出議案について

令和元年第5回伊賀市議会（定例会）提出議案概要（予算議案を除く。）

議案番号	件名	提案理由及び内容	担当部署
110	伊賀市短時間勤務会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について	【制定理由】平成29年5月に「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するため、地方公務員法における一般職の職員についての諸規定が適用される、会計年度任用職員の制度が創設	人事課

		<p>されることになったため。</p> <p>【条例の内容】短時間勤務の会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員）の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定める。</p> <p>【施行期日】令和2年4月1日</p>	
111	伊賀市会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について	<p>【制定理由】平成29年5月に「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するため、地方公務員法における一般職の職員についての諸規定が適用される、会計年度任用職員の制度が創設されることになったため。</p> <p>【条例の内容】会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員）の給与に関する必要な事項を定める。</p> <p>【施行期日】令和2年4月1日</p>	人事課
112	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	<p>【制定理由及び内容】会計年度任用職員の制度が創設されることに伴い、関係する条例について「会計年度任用職員」に関する所要の改正及び引用する法律の条名改正を行う。</p> <p>【改正する条例】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①伊賀市職員定数条例 ②伊賀市任期付職員の採用等に関する条例 ③伊賀市職員の分限に関する条例 ④伊賀市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 ⑤伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 ⑥伊賀市職員の育児休業等に関する条例 ⑦公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 ⑧委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例 ⑨伊賀市職員の給与に関する条例 ⑩伊賀市職員の退職手当に関する条例 ⑪伊賀市青少年センター条例 ⑫伊賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 ⑬伊賀市職員等公益通報条例 <p>【施行期日】令和2年4月1日</p>	人事課 生涯学習課 総務課
113	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るた	<p>【制定理由及び内容】本年6月に公布された「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」において地方公務員法等の</p>	人事課 消防救急課 上下水道部

	<p>めの関係条例の整備に関する条例の制定について</p>	<p>一部改正が行われ、一般職の地方公務員の欠格条項の規定から成年被後見人及び被保佐人が削除されることに伴い、関係する条例について所要の改正及び用語の整理等を行う。</p> <p>【改正する条例】</p> <p>①伊賀市職員の給与に関する条例 ②伊賀市職員の退職手当に関する条例 ③伊賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 ④伊賀市上下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 ⑤伊賀市表彰条例 ⑥伊賀市職員等の旅費に関する条例</p> <p>【施行期日】 令和元年 12 月 14 日</p>	<p>経営企画課 秘書課</p>
114	<p>伊賀市青山讚頌舎<small>うたのいえ</small>美術館の設置及び管理に関する条例の制定について</p>	<p>【制定理由】伊賀市の文化振興に資するとともに、優れた美術作品を身近なところで鑑賞できる場を提供する施設として「伊賀市青山讚頌舎<small>うたのいえ</small>美術館」を設置するため。</p> <p>【条例の内容】美術館の設置、位置、休館日、開館時間、観覧料等について規定する。</p> <p>【施行期日】 令和2年4月1日</p>	<p>文化交流課</p>
115	<p>伊賀市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の制定について</p>	<p>【制定理由】老朽化が著しい上野ふれあいプラザと伊賀市勤労者福祉会館の機能を併せ持った「伊賀市総合福祉会館」を旧消防庁舎に設置するため。</p> <p>【条例の内容】総合福祉会館の設置、名称及び位置等を規定する。</p> <p>《廃止する条例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上野ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例 ・伊賀市勤労者福祉会館の設置及び管理に関する条例 <p>【施行期日】 令和2年4月1日</p>	<p>医療福祉政策課</p>
116	<p>伊賀市地区市民センター条例の一部改正について</p>	<p>【改正理由】地区市民センターの今後の管理方針を決定するに当たり、地区市民センターへ指定管理者制度の試験的導入を行うため。</p> <p>【改正内容】地区市民センターの管理を指定管理者に行わせることができること並びに指定管理者の管理の基準及び業務の範囲を規定する。</p> <p>【施行期日】 令和2年4月1日</p>	<p>地域づくり 推進課</p>

117	伊賀市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について	<p>【改正理由】「地方税法」の改正により、本年10月1日から軽自動車税環境性能割が導入されることによる。</p> <p>【改正内容】軽自動車税について、市で賦課徴収を行う種別割と、県が賦課徴収を行う環境性能割について、非課税の範囲を規定する。</p> <p>【施行期日】公布の日</p>	課税課
118	伊賀市印鑑条例の一部改正について	<p>【改正理由】マイナンバーカードや住民票に旧氏の記載が可能となるよう「住民基本台帳法施行令」が改正されることに伴い、総務省から印鑑登録証明事務処理要領の一部を改正する通知があったため。</p> <p>【改正内容】住民票に併記される旧氏での印鑑登録や印鑑登録証明書への旧氏の記載が可能となるよう改正する。</p> <p>【施行期日】令和元年11月5日</p>	戸籍住民課
119	伊賀市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」が一部改正されたことによる。</p> <p>【改正内容】災害援護資金の償還金支払猶予及び免除に関する規定について、引用している法令の条名等を改める。</p> <p>【施行期日】公布の日</p>	医療福祉政策課
120	伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び伊賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	<p>【改正理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年9月の「伊賀市少子化対策推進委員会条例」の改正による。 ・厚生労働省が定める「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が、昨年3月及び本年3月に一部改正されたことによる。 <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例中の会議の名称を「伊賀市少子化対策推進委員会」から「伊賀市子ども・子育て会議」に改める。 ・「伊賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」において、放課後児童支援員認定資格を取得するための要件の拡大等を行う。 <p>《改正する条例》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 ②伊賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 <p>【施行期日】公布の日</p>	保育幼稚園課 こども未来課

121	伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】 本年 10 月 1 日から幼児教育・保育の無償化制度が開始されることによる。</p> <p>【改正内容】</p> <p>① 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が教育・保育給付認定保護者から支払を受けることができる食事の提供に要する費用に 3 歳以上児の保育認定子どもの副食費を加えるとともに、市民税所得割合算額が規定する額未満である世帯の子ども及び第 3 子以降の副食費の支払の免除を規定する。</p> <p>② 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額について、無償化の対象となる区分の利用者負担額を 0 円とする。</p> <p>《改正する条例》</p> <p>① 伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p>② 伊賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例</p> <p>【施行期日】 令和元年 10 月 1 日</p>	保育幼稚園課
122	いがまち保健福祉センター設置及び管理に関する条例等の一部改正について	<p>【改正理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年 10 月に予定されている消費税率の引上げに伴い、保健福祉センター等の施設の使用料の見直しを行い、改定するため。 ・大山田保健センターの会議室を大山田子育て支援センターの占用使用とするため。 <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いがまち保健福祉センター、阿山保健福祉センター、大山田保健センター、大山田福祉センター、青山保健センター及び青山福祉センターの使用料を引き上げる。 ・「大山田保健センター設置及び管理に関する条例」において、会議室を使用施設から削除する。 <p>《改正する条例》</p> <p>① いがまち保健福祉センター設置及び管理に関する条例</p> <p>② 阿山保健福祉センター設置及び管理に関する条例</p> <p>③④ 大山田保健センター設置及び管理に関する条例</p> <p>⑤ 大山田福祉センターの設置及び管理に関する条例</p> <p>⑥ 青山保健センターの設置及び管理に関する条例</p> <p>⑦ 青山福祉センターの設置及び管理に関する条例</p> <p>【施行期日】 令和 2 年 4 月 1 日（③公布の日）</p>	伊賀支所住民福祉課 阿山支所住民福祉課 大山田支所住民福祉課 青山支所住民福祉課

123	伊賀市公民館条例の一部改正について	<p>【改正理由】市内全域で統一した生涯学習活動を支援する制度の確立を目指すとともに、本年10月に予定されている消費税率の引上げに伴い、いがまち公民館、阿山公民館、大山田公民館及び青山公民館の使用料を見直し、改定するため。</p> <p>【改正内容】一部の地域にある分館を廃止するとともに、いがまち公民館、阿山公民館、大山田公民館及び青山公民館の使用料を引き上げる。</p> <p>【施行期日】令和2年4月1日</p>	生涯学習課
124	ハイトピア伊賀公共施設設置及び管理に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】本年10月に予定されている消費税率の引上げに伴い、ハイトピア伊賀5階、4階及び多目的広場の使用料を見直すとともに、多目的大研修室の貸室区分を変更するため。</p> <p>【改正内容】ハイトピア伊賀5階、4階及び多目的広場の使用料を引き上げるとともに、多目的大研修室1及び2の区分を廃止し、多目的大研修室とする。</p> <p>【施行期日】令和2年4月1日</p>	生涯学習課
125	史跡旧崇広堂の設置及び管理に関する条例等の一部改正について	<p>【改正理由】設置以来据え置いていた文化財施設の参観料、入園料及び利用料金を、本年10月に予定されている消費税率の引き上げに伴い見直すとともに、現状に合わせて施設の使用時間を延長するため。</p> <p>【改正内容】史跡旧崇広堂、旧小田小学校本館、城之越遺跡及び入交家住宅の参観料等を引き上げるとともに、史跡旧崇広堂、旧小田小学校本館及び入交家住宅の使用時間を変更する。</p> <p>《改正する条例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①史跡旧崇広堂の設置及び管理に関する条例 ②旧小田小学校本館の設置及び管理に関する条例 ③城之越遺跡の設置及び管理に関する条例 ④入交家住宅の設置及び管理に関する条例 <p>【施行期日】令和2年4月1日</p>	文化財課
126	初瀬街道交流の館たわらや設置及び管理に関する条例の一部改正について	<p>【改正理由】本年10月に予定されている消費税率の引き上げに伴い、初瀬街道交流の館たわらやの使用料を見直し、改定するため。</p> <p>【改正内容】初瀬街道交流の館たわらやの使用料を引き上げる。</p> <p>【施行期日】令和2年4月1日</p>	青山公民館

127	伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について	<p>【改正理由】 本年5月17日に「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、6か月以内に施行されることによる。</p> <p>【改正内容】 複数棟にわたる建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定制度に係る手数料について規定する。</p> <p>【施行期日】 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日</p>	都市計画課
128	伊賀南部環境衛生組合規約の変更に関する協議について	<p>【提案理由】 青山支所管内のし尿及び浄化槽汚泥の処理を令和2年4月1日から伊賀市が設置する施設において行うことに伴い、し尿処理施設の管理運営に要する経費を名張市の負担とするため、伊賀南部環境衛生組合規約を名張市と協議の上変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。</p>	青山支所振興課
129	定住自立圏形成協定の締結について	<p>【提案理由】 定住自立圏構想推進要綱に基づき、山添村と定住自立圏形成協定を締結することについて、伊賀市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第3号の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>【協定内容】 目的、基本方針、連携する具体的事項等を規定する。</p>	総合政策課

主な質疑応答の概要

【議案第104号平成30年度伊賀市病院事業会計決算の認定について】

記者：病院事業の13年ぶりの黒字の要因というのは、どういったことが大きいのでしょうか。

市長：私がこちらへ参りました時には、人員体制あるいは経済的な運営状況も大変最悪といってもよい状況ではなかったかと思っております。その後しっかりと医療の重要性というものを皆で共有し、無駄なことは省き、しっかりとした体制を整えていくということ。先般突如、亡くなられました諦乗氏がその辺のところもしっかりと契約一つ一つについても見直し、無駄を省き、的確な経営体制をしていただいた。

また、医師や看護師にも今までになかったそうした経営ということに対する認識を持っていただいた、ということではないかと思っております。

これをまたしっかりと続けていきたいと思っております。大変有難いと感謝をしているところです。

記者：（平成30年度）基準外繰入金にいくら入っていたのですか。

市民病院：平成 30 年度の基準内繰入金 4 億 1 千 2 百 84 万 2 千 870 円、基準外繰入金 8 千 8 百 77 万 1 千 6 百円です。

記者：（繰入金）なかったらどうなっていたのですか。

市民病院：平成 30 年度の純利益 2 億 4 千万円程（2 億 4 千 8 百 74 万 8 千 5 百 16 円）で、1 億 4 千万円くらいは純利益ということで黒字になっております。

記者：結局、目指すところは基準内の 4 億、これを無くしても自立できるかというところですね。

市長：今後は基準外まったくゼロにするということが有難いことですし、基準内というのは、これは認められているところです。

副市長：基準内繰入があったら交付税上の算定が出来ますから、通例繰り入れてもいいというルールになっています。基準外繰入だけ交付税算定外となっていて、これはルール外ということです。基準内は当然繰り入れる。

記者：平成 30 年度に限れば、基準外が無くてもやっていけたということですね。

市長：そうですね。それが黒字だということです。

【議案第 107 号令和元年伊賀市一般会計補正予算「移住・交流推進事業」について】

記者：東京の移住者の支援について、市長は何をしたいかコメントをお願いします。

市長：私共はあらゆる地域からこの伊賀の地に移住をしていただけたらと思っております。国の施策として、東京都内 23 区から転出するとメリットがあるよということだと思いますが、我々はいろんな方に来ていただき、その持てる技能、あるいは知識を活かしてこの地でしっかりとまた活動・活躍をしていただきたいと思っております。

幸い伊賀市では、みんなが頑張ってくれて（移住交流者数について）非常に良い成績を収めているので、それだけ魅力あるところです。更にもうひと踏ん張り押していきたいと思っております。

【議案第 123 号「伊賀市公民館条例の一部改正」について】

記者：一部地域の公民館分館の廃止とはどういうことでしょうか。

生涯学習課：伊賀市公民館規則により、分館を位置付けている地域があります。

伊賀市には、中央公民館の下に上野公民館、いがまち、島ヶ原、阿山、大山田、青山の 6 館を公民館として位置付けておりますが、上野公民館、いがまち公民館、青山公民館にそれぞれ分館を置くとしています。

上野公民館には 21 館、伊賀町には 2 館、青山には 6 館を分館指定しており、

今回その分館を廃止することとしました。

記者：分館を廃止するというのは、合わせて6館の下にまた別の施設が違う場所に点在しているということですか。

生涯学習課：そのとおりです。中央公民館は、上野公民館と兼ねて同じものです。合併前は、市町村に1館ずつ公民館を位置付けておりました。現在は、旧市町村に1つずつ地区館を設け、正規職員と社会教育指導員を配置し公民館維持事業をしております。

上野と青山は、各地区市民センターを分館と位置付け公民館の看板を掲げております。

記者：するとこの一部地域の分館を廃止というのは、地区市民センター等を数か所閉めるというそういう認識でよろしいですか。

生涯学習課：地区市民センターの業務のみを行います。そこで兼務をしている職員がおりますが、その職員の兼務を解くということになります。

記者：地区市民センターとしての業務は残しますが、公民館業務は廃止するという認識ですか。

生涯学習課：2020年度からはこの分館を廃止し、上野をはじめ6館の業務を強化します。各住民自治協議会組織に生涯学習活動を推進していく仕組みづくりを行おうと考えております。現在、分館を置いて業務委託を行っている地域や、全くない地域もあります。そういったところを平準化して、市全体で統一した生涯学習活動を推進していけるような仕組みを構築しようと考えているところです。

市長：これまで、合併の名残で旧上野市では多くの市民センターと併設された公民館がありましたが、これを他と同じような水準にしようということですか。

なお、市民センターとその地域の公民館が一体的な感じでありましたが、要は公民館活動というのはスペースを設けることではなく、活動していくことです。今度は組織をしっかりとした仕組みに作り直し、それぞれの自治協、市民センターで、地域がやらなければいけないことは、地域でしっかりとやっっていこうということでもあります。

公民館という物理的な建物が重要なのではなくて、公民館活動というものをしっかりとしていこうということであろうという風に思います。

記者：今回のこの条例で28分館の全ての看板を下ろすということによろしいですか。

生涯学習課：はい。昨年それぞれの住民自治協議会をはじめ、各公民館で行っている生涯学習活動について冊子を完成させ、その中で住民自治協議会が多かれ少なかれ生涯学習活動を行っているということを把握できました。この資料を基に市

内全域で39の住民自治協議会を単位に、市民の皆さんが地域の近いところで生涯学習活動を行える仕組みを構築していきたいと考えております。

記者：要するに、公民館の業務を行う職員を常駐させることはしませんよということですね。利用者の側からは、今まで通りサークル活動とかを分館とかでやっていいわけですよ。名称としては分館ではないけれども。

市長：公民館活動として市民センターなりの場所を使ってやるということです。

記者：市民としては特に不利益はない、これまで通り。

生涯学習課：市民の皆さんに対しての支援については、これまでよりも厚く、足りないところにはもっと、今続けていただいているサークルについては、それを維持し充実させようと考えております。

記者：(看板は)公民館と書いてあるそれが、条例上は分館だから、それを全部廃止しますよ。例えば、上野西部公民館であれば、ホールや会議室がありますよね、それは地区市民センターとしてこれからもスペースとしては使えるということですね。

市長：事実上は変わらないということです。

記者：分館ってどこにあるのかなと思っていたのですが、あくまでも条例の中の呼び方なのですね。

生涯学習課：規則のみの中です。

記者：柘植公民館も青山の6つも同じようなイメージでいいのですか。

生涯学習課：青山の6つは、上野のように地区市民センターを分館として看板を掲げていないです。住民自治協議会に対して生涯学習活動を委託し、住民自治協議会にまとめてやっていただいておりますので、建物としての事実は無い地域です。また、いがまちの柘植公民館は、柘植歴史民俗資料館と併設になっており、貸館をしておりますので、現在ご利用いただいている皆さんには別の施設にお替りいただくための調査、協議をしているところです。柘植歴史民俗資料館はしばらくの間残ります。

記者：それは歴史民俗資料館が残るということで、この条例が可決されたら柘植公民館もいがまち公民館の分館だから無くなるのではないのですか。

生涯学習課：貸館としての業務は無くなります。建物自体は柘植歴史民俗資料館として残ります。

記者：公民館は無くなりますね。青山の6つも無くなるのですよね。

生涯学習課：はい。

記者：阿保公民館はどこにあるのですか。

生涯学習課：阿保公民館は施設の事実はないです。地区市民センターの住所に規則上は置いてあります。

記 者：標記上は分館としてあるということですか。

生涯学習課：はい。

市 長：旧上野市は看板がかかっていた、旧青山町には看板はかかっていないけれども、条例上はあったと、ですが實際上これから同じことになるということです。

記 者：阿山とか島ヶ原はもともとないということですね。

生涯学習課：分館はありません。

【旧上野庁舎改修について】

記 者：旧庁舎どうされますか。

市 長：やりますよ。現在、サウンディングをやっています。要するに、マネージングしていただけるような企業に来ていただくよう、声を掛けたりしています。それが整わないと予算を上げていくことはできないと思います。ただ、これまでは文化財ではありませんでしたので、簡易な耐震補強でよかったのが、今度は文化財ということになりましたので、しっかりとした文化財のコンセプトに合った改修をしなければいけないということです。予算増になるのは当然ですが、併せてリノベーションということを加え、若干予算を立て直さなければならぬと思います。

課題として、(旧上野庁舎を)、簡易的に、通年ではなくとも折々使っていただけるような方法は無いのかという問い合わせもありますので、検討したいと思っております。

記 者：一番土台である図書館としての利用は揺るがないですか。

市 長：基本計画に図書館と交流型図書館とそれからもう名前をあげてもいいでしょうが、大手コーヒーショップ等のカフェ部分とそれから三重大学さんということで、あと若干残るところをどうするかということはそれこそまた皆さんにサウンディングをしなければいけないと思っております。

記 者：三重大、コーヒーチェーン、図書館は揺るがない。

市 長：揺るがないです。それを早くいろんな方々のご理解も得ながら軌道に乗せていきたいと思っております。本来でしたら来年4月にオープンするところでしたから。

副市長：マーケットサウンディングというのは、民間の参画形式の調査ということですが、それは予算が要らないので今後行っていきたいということで、別途議会にはこの議会中に説明することになるだろうと思っております。